

ACL GRC 利用規約

本 ACL GRC 利用規約（以下「**本契約**」）は、お客様（単独の個人、事業体または政府機関。以下「**お客様**」といいます）と、ACL SERVICES LTD.（以下「**ACL**」）との間で締結される契約であり、お客様が本サービス（以下に定義）にアクセスして使用できる諸条件を定めています。

本サービスにアクセスまたは本サービスを使用された場合には、参照によって取り込まれたすべての条件を含む本契約に拘束されることに同意されたことになり、かつ、本契約を締結する権限を有することを表明されたこととなります。そのような権限を持たない場合、または本契約書の条件にご同意いただけない場合は、ご購入後 30 日以内に、お客様が支払われた本サービスの代金の返金を要求することができます。お客様が本サービスにアクセスしないことを確認する書面を ACL が受領次第、ACL からお支払いいただいた代金をお返しいたします。

以下の「完全な同意」条項に従い、お客様に適用される本契約のバージョンは、お客様が本サービスにサブスクライブした時点で同意したバージョンまたはサブスクリプションを更新した時点で同意したバージョン（初回のサブスクリプションを更新した場合）です。変更が ACL の意志によって一方的に行われ、お客様がサブスクリプションを更新するときまで適用されない場合は、ACL は本契約と適時更新および変更する権利を留保します。本契約書の最新版についてはいつでも [HTTPS://WWW.ACL.COM/ABOUT-US/LEGAL/](https://www.acl.com/about-us/legal/) でご確認いただけます。本バージョンは、本サービスのサブスクリプションを最初に購入した時点または最後に更新した時点で同意したバージョンに含まれるバージョンとは異なる場合があります。

本契約書の英語版と他言語版との間に矛盾または不明確点がある場合は、英語版を優先し、これを解釈のための正文とします。

1. (a) **サービスおよびサブスクリプション**：本契約では、「サービス」は、ACL、その関係会社、または認定販売店のいずれかが発行した注文書または請求書（「**注文書**」）にバンドルされたソリューションとして記載または含まれている ACL GRC サービスを意味します。本サービスは、プロジェクト、ストラテジー、リザルト、およびレポート モジュールから構成され、ACL Launchpad が含まれます。「サービス」には、本サービスのユーザー ドキュメント（以下で定義）が含まれます。明記されている場合を除き、本サービスには、個別に購入されたか、本サービスに含まれているかどうかにかかわらず、プレミアム アドオンまたはコンテンツ（それぞれ以下で定義）が含まれます。明確にするために、「サービス」には、コンテンツおよびコミュニティで提供されているコミュニティ リソース（集散的に「**リソース**」）または ACL のアナリティクス ソフトウェアは含まれません。ACL のアナリティクス ソフトウェアのサブスクリプションは、ACL から別途購入することができます。リソースは、本サービスのサブスクリプションの一部として、本サービスの使用を強化するために ACL がコンテンツおよびコミュニティ サイトを通してお客様に提供するリソースであり、ACL コミュニティの利用規約 (<https://www.acl.com/about-us/legal/>) で規定される個別の契約で提供されます。ACL は独自の裁量においてリソースのコンポーネントの一部またはすべてを変更または終了することができます。リソースの特定のコンポーネントへのアクセスおよびその使用はお客様支払い済みの有料サブスクリプション期間中に限られ、有料サブスクリプション期間の満了時に終了します。

(b) **プレミアム アドオン**：本サービスの使用に関連して、お客様は、社内業務目的および本サービスの使用に関連する場合にのみ使用する、注文書で規定された追加製品（「**プレミアム アドオン**」）を購入できます。プレミアム アドオンには購入されたコンテンツが含まれます（以下で定義）。プレミアム アドオンは、スタンドアロン製品として使用されることを意図したものではなく、本サービスへのサブスクリプションが必要です。プレミアム アドオンは、注文書に規定されたサブスクリプション期間で購入され、ACL が通知しないかぎり、プレミアム アドオンには本契約が適用されます。

(c) **コンテンツ**：ACL は、本サービスを使用するために、特定のツール、テンプレート、フレームワーク、ガイドライン、標準、規制、または他のコンテンツ（「**コンテンツ**」）を提供する場合があります。コンテンツは無料で本サービスのサブスクリプションに含まれるか、注文書で規定された追加料金で個別に購入できる場合があります。コンテンツはお客様が使用するためにサードパーティから ACL にライセンス供与されている（「**サードパーティのコンテンツ**」）があり、追加の契約条件が適用される場合があります。お客様は、次の点を確認して同意します。(a) サードパーティのコンテンツへのアクセスは、サー

ドパーティの独自の裁量によっていつでもサードパーティによって制限または取り消される場合があること、(b) ACL は、本サービスに関連してお客様に提供する以外に、一切のサードパーティのコンテンツに責任を負わず、管理をせず、サードパーティのコンテンツを支援または支持していないこと、(c) ACL は一切のサードパーティのコンテンツの正確性、関連性、または使用の結果に関して、お客様またはお客様のサードパーティに対して、表明または保証をせず、一切の義務を負わないこと。サードパーティのコンテンツの使用には、このようなサードパーティを統制する契約条件が適用されます。このような契約条件を遵守しない場合は、本契約の違反となり、サブスクリプションの停止または解除になる場合があります。

2. **本サービスの提供**：お客様が本サービスのサブスクリプションを申し込んだ後、ACL はお客様に対して、注文書に定めるとおりお客様が購入した指名ユーザー（以下に定義します）のサブスクリプションの種類、数、および期間につき、本サービスを提供します。本サービスで提供されているサブスクリプションの種類については、<http://enablement.acl.com/helpdocs/launchpad/current/user-guide/ja/Default.htm#cshid=lp-grc-subscriptions-detail> か、または ACL がサブスクリプションの種類を説明するために利用する URL をご覧ください。ACL は、本契約のスケジュール A として添付された ACL GRC サービス レベル契約書に定めるサービス レベルに従って本サービスを実際に提供することに努めます。ただし、ACL は、ACL の合理的な制御の範囲を超える状況に起因して本サービスが利用できない場合、その責任を負いません。これには、お客様が本サービスにアクセスする際に利用するインターネット、コンピューター システム、またはその他のデバイスもしくはメディアの信頼性に影響を与える外部の要因が含まれますが、これらに限定されません。
3. **指名ユーザー**：お客様は、お客様のサブスクリプションを有効化する際に、正確、最新、かつ完全な情報を提供すること、およびお客様のログイン ID およびパスワードの秘密を保持することについて責任を負います。お客様は、お客様のサブスクリプションまたはアカウントに関する情報の不正使用を認識した場合は、速やかに ACL に通知するものとします。お支払いいただいた代金の対象となる、お客様の関連会社組織内の特定個人ユーザー（以下「**指名ユーザー**」）の最大数まで、本サービスにアクセスし、これを使用することができます。各指名ユーザーには、本サービスにアクセスするための一意の ID が割り当てられます。指名ユーザーの ID およびパスワードは、他の個人と共有することはできません。ただし、以下に規定する複数の個人間の指名ユーザーのアクセスを共有およびプールすることに関する制限に従い、お客様は、指名ユーザー総数が、お客様が該当する料金を支払った指名ユーザーの数を超えないことを条件として、お客様の別の個人に指名ユーザーを再割り当てすることができます。本サービスを使用する指名ユーザーの上限を超過したか、または当該上限の引き上げを希望される場合には、追加料金を適用させていただきます。複数の個人間で指名ユーザーのアクセスを共有したりプールし、部署や組織の複数のユーザーによる一時的な使用を許可することは固く禁じられています。
<http://enablement.acl.com/helpdocs/launchpad/current/user-guide/ja/Default.htm#cshid=lp-grc-subscriptions-detail> で規定されたサブスクリプション タイプによって、サービスへのアクセス権が異なります。お客様は、お客様が購入されたサブスクリプションの種類に関連する権利および特権を有するものとします。本契約の目的では、「**関連会社**」はお客様を管理、お客様によって管理、またはお客様との共同管理下にある事業体を意味します。「**管理**」とは、このような事業体における 50% 以上の所有権またはこのような事業体の経営を管理する能力を指します。
4. **期間と更新**：本サービスのサブスクリプションは、本注文書に記載された期間において有効です。サブスクリプション期間は、本注文書に記載されていない場合には、本注文書の日付から 1 年間とさせていただきます。ACL は、その時点のサブスクリプション期間が終了する 30 日以上前に少なくとも 2 回の個別の更新通知を提供し、お客様の更新を確認するか、お客様がサブスクリプションを更新しないことを ACL に通知する機会を提供します。ただし、(a) その時点のサブスクリプション期間が終了する 30 日前までに、更新しない旨をお客様から ACL にご連絡いただけない場合。(b) その時点のサブスクリプション期間が終了する 60 日前までに、更新しない旨を ACL からお客様にご連絡差し上げない場合は、各サブスクリプション期間の最後にさらに 1 年間分サブスクリプションが更新されます。本サービスおよびリソースには、お客様のサブスクリプションの満了または解除に際し、お客様による本サービスおよびリソースへのアクセスを ACL が防止するための無効化メカニズムが含まれています。

5. **お客様データ**：本契約において、「**お客様データ**」とは、本サービスを使用する過程でお客様によりアップロード、入力、作成、またはその他の方法で提供されるデータ、情報、またはその他資料（専有権、著作権を有する資料またはその他の資料）をいいます（これにはお客様が取得した第三者のデータが含まれますが、これに限定されません）。合法的にこのようなお客様データを取得し、お客様データに関連するすべての適用される法律に完全に準拠していない場合は、本サービス内または本サービスを使用して、お客様データをアップロードまたは処理できません。お客様は、本サービスにアップロードまたは送信されるお客様データ、およびお客様による本サービスの使用に関して、現在も今後も、すべての適用される知的財産、プライバシー、および情報の保護に関する法令を遵守することを表明し、保証します。
6. **お客様データの保護、所有権、および使用**：ACL は商業的に合理的な技術的および組織的な保護策（人員、施設、ハードウェアおよびソフトウェア、ストレージおよびネットワーク、アクセス制御、監視および記録、脆弱性および違反の検出、インシデント対応、お客様データの暗号化に関する対策、およびお客様データの不正アクセス、悪用、または不正開示から保護するために必要なその他のすべての組織的および技術的な対策を含むがこれらに限定されない）を実施しました。また、これらの対策を維持し、本サービスに保存されるお客様データの不正アクセス、悪用、または不正開示を防止します。お客様は、お客様による本サービスの使用、ならびにお客様データの収集、使用、および本サービスに対する送信に関連して、合理的なセキュリティ予防対策を講じる必要があります。お客様は、本サービスにアクセスするために使用するすべてのユーザー名、パスワード、およびその他情報の機密を守り、お客様のパスワードを定期的に変更するものとします。お客様は、すべてのお客様データの所有権および管理権を保持します。ACL は、以下を行わないものとします。(a) お客様データを変更すること。(b) 本契約またはお客様からの書面により明示的に許可される場合を除いて、お客様データを開示すること。または (c) カスタマー サポート事案に関連してお客様から要請があった場合を除き、お客様データにアクセスすること。ACL はお客様データを管理しないため、ACL は、本契約に基づく自らの義務の違反に起因する場合を除いて、お客様データについて、削除、損害、損失または保存の失敗に対する責任を負いません。
7. **セキュリティ インシデントおよびセキュリティ監査**：本サービスのシステムのセキュリティ違反が発生し、このためにお客様データにアクセスまたはお客様データを受信する権限がない個人または組織によってお客様データがアクセスされたり、このような個人または組織に対して開示されたと ACL が判断した場合、ACL はセキュリティ インシデント対応計画に従い、遅延なくお客様に通知します。ACL は、かかるセキュリティ違反に対応して講じる是正措置についてお客様に報告し、喪失または漏えいしたお客様データによる影響を軽減する作業において、妥当な範囲でお客様と協力します。ACL は、第三者の監査人により作成され、本サービスに関連する内部統制および情報セキュリティに関する包括的な内部統制評価からなる、最新の SOC (SOC2 タイプ II) 報告書（または業界に承認された後継のセキュリティ監査）を有し、今後も保持します。要請に応じ、ACL はその時点で最新の SOC のコピーをお客様に提供します。
8. **第三者による使用**：ACL は、お客様にとって第三者に相当するサービス プロバイダー、独立請負業者、コンサルタントおよび受託業者が本契約の条件に従って本サービスを使用することを承認します。ただし、その場合には、これらの第三者が本契約の条件の遵守に同意し、かつ、お客様の利益および事業のみを目的として本サービスを使用することを条件とします。ACL から要請された場合、お客様は、本項の規定に従い本サービスを使用する第三者のリストを提供することにより、ACL による本サービスのサブスクリプション管理を支援するものとします。これらの第三者が本契約に従い本サービスを適切に使用することについても、お客様が責任を負うものとします。
9. **ドキュメントと電子配信**：すべての文書は電子的な手段で配信されるものとします。サービスは、ACL Launchpad を使用してお客様がアクセス可能な時点で配信されたと見なされるものとします。お客様は、本サービスのサブスクリプションは、将来の機能または特徴の配布に依存するものではなく、将来の機能または特徴に関して ACL またはその社員、代理人または担当者によって公表されたいかなる口頭または書面による意見に影響されるものではないことに同意するものとします。「**ユーザー文書**」とは、マニュアルおよびインストール ガイドを含む（ただしこれらに限定されない）サービスとともに ACL がお客様に提供した補足の製品ヘルプおよび技術仕様文書を意味します。ユーザー文書には、ACL Launchpad から電子的にアクセスできます。ACL からのユーザー文書提供はオンラインのみです。お客様は、本契約に従ってご自身の組織内部で使用するため、ユーザー文書を印刷し、妥当な部数の複製を作成することを認めら

れます。ただし、ユーザー文書の原本上にある著作権その他の財産権の表示すべてを複製することを条件とします。

10. **料金**：お客様には、適用される購入したサブスクリプションと期間の料金、およびサービス、プレミアムアドオン、購入されたコンテンツのサブスクリプションに関連して適用される税金、関税またはその他の行政手数料をお支払いいただきます。お客様が成功プラン（以下で定義）を購入した場合、お客様が購入した成功プランを提供するために ACL が負担する合理的な文書化された現金費用（交通費、宿泊費、食費を含む）は、発生後にお客様に請求され、相互に合意可能な旅費ポリシーに従います。ACL は、お客様が免税期間または事業体であり、適切な免税証明書を提供する場合は、免税される税金を課金しません。すべての料金は注文書または請求書に記載された期日までに支払う必要があり、本契約で規定されている場合を除き、キャンセル不可能および返金不可能です。何らかの料金の滞納期間が ACL 請求書の期日から 30 日を超えた場合には、ACL は、その他の権利および救済手段を制限することなく、滞納全額が支払われるまで、本サービスのテクニカル サポートならびに本ソフトウェアへのアクセスおよびその使用を停止させることができます。ACL は、お客様の勘定の支払期限が過ぎている旨を、本サービス停止の 7 日以上前に通知します。ただし、お客様が適用される料金に合理的理由で誠実に異議を唱えており、かつその解決に真摯に協力している場合には、ACL は当該権利を行使いたしません。
11. **ベータ テスト、評価およびデモンストレーションの使用**：本サービスへのアクセスを試用または評価目的で入手されたか、またはデモンストレーション向けもしくはベータ テストのために本サービスへのアクセスが提供された場合、ACL のベータ テスト、試用、または評価に関するお客様への連絡文書に指定されている一定期間中に限り、ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーション（すなわち実稼働以外）を目的として本サービスを使用することが許可されます。期間が指定されていない場合、本ソフトウェアの使用は 30 日間に限定されます。本サービスには、そのベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションに対して認められた期間の終了後に本ソフトウェアおよびサービスを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれています。ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションを目的に本サービスへアクセスし使用する場合は、お客様ご自身の責任において行ってください。ベータ テスト、試用、評価またはデモンストレーションを目的として提供される本サービスは、「現状のまま」、無料で提供され、本契約の「限定的保証」および「技術サポート」の条項は適用されません。本サービスの有料サブスクリプションがある場合は、本項はお客様に適用されません。
12. **トレーニング コースおよび ACL Academic Network の使用**：トレーニング コースの一環として本サービスの利用が認められている場合、そのトレーニング コース期間中に限り、トレーニング（すなわち実稼働以外）を目的として本サービスを使用することが許可されます。本サービスには、トレーニング コース期間の終了後にそのサービスを使用できないようにする自動無効化メカニズムが含まれています。お客様が ACL Academic Network Program の下（たとえば、教育機関、教科書の発行者経由など）で本サービスにアクセスする場合は、教育（非稼働環境）目的でのみ本サービスを使用することが認められます。教科書に付属した形で教科書の発行者から本サービスへのアクセスを取得した場合は、本サービスのサブスクリプションは 6 ヶ月に限定されています。お客様が大学教授または教育機関の場合、本サービスのサブスクリプションは 3 年または ACL Academic Network の書面で指定された期間のうちの長い方に限定されています。教育目的で ACL Academic Network 経由で提供されたサービスには、必要に応じて、許可された 6 ヶ月または 3 年のサブスクリプション期間が経過した後に本サービスへの使用を防止する自動無効化メカニズムが組み込まれています。ACL Academic Network 経由で教育目的で提供された本サービスの使用については、完全にお客様単独の責任となります。教育機関向けの ACL ACADEMIC NETWORK で提供される本サービスへのアクセスは、「現状のまま」、無料で提供され、本契約の「限定的保証」の条項は適用されません。ACL は、教育目的で ACL ACADEMIC NETWORK の下で提供されたサービスへのアクセスが提供されたサービスのテクニカル サポートを提供しません。本サービスへのアクセスがトレーニング コースまたは ACL Academic Network 経由以外で取得された場合は、本項は適用されません。
13. **サービスの所有権**：本契約の第 5 項（顧客データ）に従い、本サービスおよび成功プラン（以下に定義 9）に関連して提供されるサービスまたは成果物におけるすべての権原、所有権および知的財産権は、ACL に帰属するほか、ACL のライセンサーのうち、本契約の第三者受益者である者（当該ライセンサーの所有権に本契約が関係するため）にも帰属します。本サービスは著作権法および国際著作権条約によって保護されており、ACL は、不正使用を防止するため、その内部に一定の手段を組み込むことができます。お客様

により発生した著作権侵害については、お客様に責任を負っていただきます。お客様が、本サービスを含む（お客様の機密情報を明示的に除く）、ACL がその製品のいずれかで採用する特徴、機能、またはパフォーマンスに関して提案を行う場合、このような特徴、機能、およびパフォーマンスは、本契約の下で自動的に ACL に譲渡されたと見なされるものとし、ACL 単独の排他的な財産になるものとし、

14. **知的財産および制限**：ACL は、本契約で明示的に許諾されないすべての関連する知的財産権を含めて、本サービスのすべての権利、権原、および権益を留保します。上記の一般性を制限することなく、お客様は、本サービスに営業秘密が含まれることを認めるほか、適用法に従い、以下のいずれも行わないことに同意します。(a) 本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを複製、コンテンツの一部を再印刷または再生成すること（本契約または独自のビジネス目的で認められている場合は除きます）。(b) 本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを修正、改変、翻訳すること（本契約で認められている場合は除きます）。(c) 本サービスの逆コンパイル、リバース エンジニアリングまたは逆アセンブルを実施するか、その他の方法で本サービスをオブジェクト コードからソース コードに変換すること、また本サービスのソース コード、基礎となる概念、アルゴリズム、ファイル形式またはプログラミングインターフェイスなどいかなるものであれ、それらの再現または発見を試みること。(d) 本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツと機能的に互換または競合する著作物を本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを使用して開発するか、本サービス、プレミアム アドオンから派生物を作成すること（本サービス、プレミアム アドオンによって認められているレポートその他のタスクを本サービス、プレミアム アドオンを使用して作成することは、本サービス、プレミアム アドオンの派生成果物とは見なされません）。(e) ACL の書面による承諾を事前に得ることなく、組織外または第三者に本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツをリース、賃貸、貸与、販売、配布すること（タイムシェアリング方式で本ソフトウェアを使用すること、サービス ビューロー目的で本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを使用すること、または報酬生成サービスを直接もしくは間接的に第三者に提供するために本ソフトウェアを使用することを含みます）。(f) 本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツに関し、ACL が複製保護または使用上の保護に対して用いるセキュリティ機構を回避または除去するために設計された設備、装置、ソフトウェア、またはその他の手段を用いること。(g) 本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを他のソフトウェア（オープン ソース ソフトウェアを含みます）と組み合わせること。この場合、組み合わせるソフトウェアには、GNU General Public License その他のライセンス（組み合わせたプログラムまたは本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツおよびそのソース コードが自由に利用可能となるように作成されることが要件）が適用されます。(h) 本サービス上で実行したベンチマーク テストの結果を含め、本サービスのパフォーマンス情報または分析を公式に公表または開示すること。(i) 適用される法律や規制に違反するあらゆる方法で本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツを使用すること。(j) サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツの部分にアクセス、取得、複製、または監視するために、ロボット、スパイダー、スクレーパー、ディープリンク、または他の自動データ収集または抽出ツール、プログラム、アルゴリズム、または手法を使用すること。(k) 本サービスの Web サイトを操作または検索するために、検索エンジンおよび本サービスで提供されている検索エージェント以外、および一般的に提供されているサードパーティの Web ブラウザー（Microsoft Internet Explorer など）以外のエンジン、ソフトウェア、ツール、エージェント、または他のデバイスまたはメカニズム（ブラウザー、スパイダー、ロボット、アバター、またはインテリジェント エージェントを含むがこれらに限定されない）を使用すること、または使用を試みること。(l) ウイルス、ワーム、トロイの木馬、他の感染または破壊機能を含むファイル、あるいは本サービス、プレミアム アドオン、またはコンテンツの正常な動作を妨げるファイルを投稿または送信しようとする。と。
15. **検証**：お客様による本サービスのご利用状況が本契約の条件に適合していることを検証するために、ACL が妥当な通知をもって年 1 回まで記録を要求する権利を有することを承認していただきます。ACL は、お客様による本サービスのご利用状況についての情報が当該レポートによって正しく開示されていないと合理的に判断した場合には、お客様による本サービスのご利用状況が本契約に適合していることをお客様の事業所において検証するための監査を実施します。この監査は、お客様の適切なサイト セキュリティ要件に従って、業務時間内に実施されます。お客様による本契約違反が監査によって明らかになった場合には、ACL に対し、監査に関する相当な費用を補償していただくほか、適切な追加料金をお支払いいただきます。

16. **秘密保持**：各当事者は相手方当事者に対して秘密となる情報にアクセスすることができます。この情報には、以下のものが含まれますが、これらに限定されません。本サービス自身、サブスクリプション タイプの期間や価格、本契約書の第 7 項（セキュリティ インシデントおよびセキュリティ監査）で参照されているセキュリティ レポート、すべての発明、ノウハウ、事業、当事者が得ている技術情報や財務情報、および秘密として明確に特定されているすべての情報。また、その性質上またはその開示をめぐる状況を考慮した場合に、合理的に秘密と見なされる情報（以下、総称して「**本秘密情報**」）。本秘密情報には以下の情報は含まれません。（a）相手方当事者の行為または不作為により公知となっているか、公知となる情報。（b）開示前に相手方当事者の合法的所有物であり、かつ開示当事者から直接的または間接的に相手方当事者が入手していなかった情報。（c）開示された時点で制限なく、相手方当事者に対し第三者が合法的に開示した情報。または（d）相手方当事者の本秘密情報を使用またはその情報から利益を得ることなく、相手方当事者によって独自に開発された情報。両当事者はそれぞれ相手方の本秘密情報について、サブスクリプションの期間中、およびその終了後 2 年間は秘密とすることに同意します。いずれの当事者も、法律または有効な行政命令もしくは裁判所命令によって要求される場合を除き、相手方当事者の本秘密情報を第三者に開示すること、または相手方当事者の本秘密情報を本契約の目的以外の目的で使用することはできません。受領当事者が、適用法または法的手続きにより、開示当事者の本秘密情報を開示するよう依頼または要求されたときに、開示当事者がその開示に異議を唱えることを希望する場合は、受領当事者は、開示当事者に当該の（法律的に許される範囲による）強制的な開示の事前告知を行い、合理的な支援を開示当事者の費用において提供します。当該開示は、必要とされる範囲に制限され、また合理的に実施できる範囲で秘密保持の対象となります。本秘密情報の開示が、適用法または法的な手続きにより要求されたものである場合、本契約の違反とはなりません。さらに各当事者は、本秘密情報を送信する場合、合理的なセキュリティ対策（暗号化された安全な方法による情報送信、データのマスキングなど）を採用することに同意します。

ACL のプライバシー ポリシー (<https://www.acl.com/about-us/legal/>) は、ACL が制限に基づき、顧客データを除くお客様および指名ユーザーに関する情報を収集、使用、および開示する方法を規定します。ACL のプライバシー ポリシーは、このような情報を安全に保持するために ACL が導入した対策についても規定します。

17. **自己都合による解除**：お客様は、ACL に書面で通知することにより、便宜上いつでも本契約および本サービスに対するサブスクリプションを解除することができます。ただし、お客様は前払いでお支払いいただいた代金の払い戻しを受けることはできません。また、サブスクリプション期間中の満了していない残りの期間の未払いのサブスクリプション料金に対し、引き続き責任を負うものとします。
18. **正当な理由による解除**：相手方当事者が、（a）本契約上の条項に対する重大な違反があった場合（要求されるサブスクリプション料金の不払いなど）または参照によって本契約と統合されるすべての契約または条件に対する重大な違反があった場合、かつ （b）解除を求める当事者から書面にてその旨の通知を受け取ってから 30 日以内に、違反を是正しなかったか、または解除を求める当事者の合理的な納得を得られるように是正に向けた具体的な進展を示さなかったときは、直ちに本契約およびお客様の本サービスに対するサブスクリプションを解除することができます。さらに、お客様が第 13 項（サービスの所有権）、または第 14 項「知的財産および制限」で定められるライセンスの制限に違反した場合など）、ACL は、本契約を直ちに解除することができます。ACL が正当な理由により本契約を終了する際、お客様はサブスクリプションの全期間に対して支払われるべきライセンス料の未払い分を支払う義務があります。お客様が正当な理由により本契約を解除される場合には、有効な契約終了日からサブスクリプション期間の終了まで計算した前払い料金を ACL から払い戻させていただきます。ただし、第 20 項「限定的保証」および第 21 項「権利侵害の補償および救済策」の項に基づく払い戻しには、それらの項のみに従って処理されます。
19. **満了または解除の効果**：第 4 項（期間および更新）の定めに従ってお客様のサブスクリプション期間が満了し、または第 17 項もしくは第 18 項に従って本契約が解除された場合（お客様が正当な理由によって解除された場合を除きます）には、ACL は、お客様による本サービスへのアクセス、およびサービスの使用を終了させていただきます。お客様のサブスクリプションが終了次第、お客様は、すべてのお客様データを本サービスから削除する責任を負います。ACL は、当該削除を容易にするために、終了後 30 日間、お客様のお客様データを本サービス内に保持します。本契約が終了した場合でも、いずれかの当事者に支

払われる手数料、金額、または料金に対する権利が放棄されたとは見なされず、本契約に基づきいずれかの当事者が有するその他の権利がいかなる態様においても減じ、または損なわれるものでもありません。本質的に本契約の解除後も存続すべき期間はすべて存続します。

20. 限定的保証：ACL は、お客様が、本サービス（プレミアム アドオンおよびコンテンツを含む）のユーザー文書に従って本サービスを管理し、アクセスし、使用することを条件として、本サービスが当該ユーザー文書に定められた機能仕様に実質的に準拠して実行されることを保証します。ACL は、本サービスの使用が中断されないこと、またはエラーが含まれないことを保証しません。本サービスが本項で保証されたように動作せず、お客様が書面で動作不良を通知した場合、ACL は商業的に合理的な努力を講じ、すみやかにこのような動作不良を無償で修正します。合理的な機会の後、ACL が動作不良を修正しない場合、お客様は本サービスのサブスクリプションを終了し、通知日から現在のサブスクリプション期間の終了日まで日割計算された残りのサブスクリプション期間の支払い済みで未使用のサブスクリプション料金の返金を受けることができます。第 20 項で規定された前記の救済策の条文は、保証の違反に関するお客様の唯一かつ排他的な救済策を定めるものです。

21. 権利侵害の補償および救済策：

21.1. 米国、カナダまたは欧州連合の第三者の特許、著作権または登録商標が本サービスによって侵害されているとの申立がお客様に対して提起された場合には、ACL は、その申立につき防御することに同意し、管轄裁判所によってこのような請求に関してお客様に最終的に指示された実際の損害賠償金および費用（合理的な裁判費用を含みます）、またはこのような請求の調停で支払いが同意された調停金額をお客様に補償いたします。ただし、以下のすべてが満たされることを条件とします。(a) お客様が申立を受けた旨を ACL に直ちに通知すること。(b) 防御のみならず、調停または和解の交渉に関する主導権についても、ACL のみがこれを有すること（ただし、このことはお客様による罪責または責任の自白を求めるものではありません）。(c) ACL の費用により、お客様から ACL に対して合理的な支援をご提供いただくこと。以下に基づく、または以下に関する権利侵害の申立については、ACL はお客様に対して義務を負いません。(a) お客様によるお客様データの悪用または流用。(b) 本サービスを第三者製品（ACL が提供していないもの）とともに使用し、または組み合わせること（そのような使用または組み合わせの結果として、侵害が申し立てられた場合）。(c) 本サービスを本契約に違反して使用するか、ユーザー ドキュメントに従わずに使用すること。

21.2. 権利侵害の申立が通知されたか、またはそのような申立が提起されうると ACL が考えた場合、ACL は、自らの選択および費用で、以下のいずれかを行う権利を有します。(a) お客様のために本サービスの使用を継続する権利を確保すること。(b) 本サービスを交換または修正し、侵害の原因となっている本サービスと実質的に同等の機能性およびパフォーマンスを提供するか、それを上回る機能性およびパフォーマンスを提供するようにすること（ただし、侵害の申立の対象とならないようにします）。ACL の見解として、当該状況で上記のいずれの選択肢も商取引上合理的でない場合、ACL は、30 日前にお客様へ書面にて通知することにより、お客様の本サービスに対するサブスクリプションを終了することができ、その時点のサブスクリプション期間の残余期間分について、支払い済みであって未使用の本サブスクリプションの日割料金を返金します。日割計算による払い戻しの対象となる期間は、ACL が権利侵害の申立を通知された日から、現在のサブスクリプション残余期間までとします。本項には、他者の知的財産権および所有権の侵害に関して ACL が負う義務がすべて記載されています。

22. お客様の補償：お客様は、次から生じるか、次に関連する ACL（従業員、役員、代理人、および代表者を含む）に対する請求を弁護することに同意します。(a) 本契約のお客様の義務違反、(b) 本サービスにアップロードまたは保存された顧客データ、(c) プレミアム アドオン（コンテンツを含む）の使用に関するお客様の義務違反。各場合において、お客様は、その申立につき防御することに同意し、管轄裁判所によってこのような請求に関して ACL に最終的に指示された実際の損害賠償金および費用（合理的な裁判費用を含みます）、またはこのような請求の調停で支払いが同意された調停金額を ACL に補償します。ただし、以下のすべてが満たされることを条件とします。(a) ACL が申立を受けた旨をお客様に直ちに通知すること。(b) 防御のみならず、調停または和解の交渉に関する主導権についても、お客様のみがこれを有すること（ただし、このことはお客様による罪責または責任の自白を求めるものではありません）。(c)

Aお客様の費用により、ACL からお客様に対して合理的な支援をご提供すること。お客様は、請求が本サービス自体から単独で生じる範囲において、ACL に対する義務を負いません。

23. 免責条項：第 20 項の明示的な保証を除いて、本サービス（プレミアム アドオン、コンテンツおよびサービスの構造を含む）は「現状のまま」で提供され、エラーがないことの保証は行いません。また、お客様は本サービスの使用による品質、性能、信頼性、正確性および結果についてすべて責任を負うものとします。法律または第 20 項による別段の制限がある場合を除き、ACL およびそのライセンサーは、明示と黙示の如何、制定法その他によるかを問わず、サービス、プレミアム アドオン、およびコンテンツのそれぞれに関するその他すべての表明、保証、または条件（特定目的適合性、商品性、耐久性、権利非侵害、満足のゆくまたは商品として適格な品質に関する保証を含みます）を排除します。サービスのプレミアム アドオン、コンテンツおよび構造は教育および参照専用であり、法的、会計的、またはその他の専門的な助言ではありません。プレミアム アドオンおよびコンテンツは、すべての適切な手続き、テスト、または統制を規定するものであるか、含まれない他の手続き、テスト、または統制が適切ではない可能性があることを示唆するものであると見なされるべきではありません。ACL は、プレミアム アドオンまたはコンテンツの使用が成功した結果を保証すると主張しません。お客様または指名ユーザーは、特定の状況を専門的に判断し、適切な手続き、テスト、または統制を決定する責任を負います。プレミアム アドオン、コンテンツ、構造、関連資料の使用はお客様独自の責任であり、これらを使用することによって、お客様は、プレミアム アドオン、コンテンツおよび構造に関して、ACL およびそのライセンサーをこのような使用に関して生じる可能性があるすべての責任から解放します。ACL、ACL のライセンサー、これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、販売店または代理人からの口頭または書面による情報または助言は、第 20 項の明示的保証の範囲を拡大するものではなく、新たな表明、保証または条件を設けるものでもありません。サードパーティ製ソフトウェアまたはサードパーティ コンテンツのうち、本サービスと連動するが単独で動作するものに起因して損害が生じた場合、ACL はこれについて責任を負いません。そのようなサードパーティ製ソフトウェアまたはサードパーティ コンテンツは、ACL によって提供されている場合でも、別個の契約に従ってお客様に使用許諾されています。一部の法域では、黙示の保証の排除が認められず、上記の排除がお客様に適用されない場合があります。その場合、あらゆる黙示の保証は、本サービスのサブスクリプションをアクティブ化した日から 90 日間に制限されます。

24. 相互間の責任の限定：

- 24. 1.** 以下については、両当事者ならびにそのライセンサーおよび関係会社（これら各自の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店および代理人を含みます）は、お互いに責任を負わないものとします。発生の態様、責任法理（契約、不法行為その他）を問わず、お客様による本サービス、プレミアム アドオン、コンテンツの使用もしくは使用不能、ACL による本テクニカル サポート（以下に定義）の提供、または本契約によって意図する取引に起因もしくは関連する間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、懲戒的損害または懲罰的損害賠償（逸失利益もしくは逸失収益、事業中断、事業情報の喪失またはデータの破損もしくは喪失、または代替品もしくは代替サービスの費用を含みますが、これらに限られません）。そのような損害の可能性について知らされていた場合も責任を負いません。一部の法域では、付随的または派生的損害の排除または制限が認められず、上記の制限および排除の一部がお客様に適用されない場合があります。
- 24. 2.** 両当事者、およびそのライセンサーと関係会社（これらの各自の従業員、役員、取締役、請負業者、代理店および代理人を含みます）は、請求を生じさせた事象の 12 ヶ月前に、お客様が本サービスに実際に支払ったサブスクリプション料金を超える合計金額となるすべての直接的な損害を含む（ただしこれに限定されない）一切の種類の損害についてお互いに責任を負わないものとします。
- 24. 3.** 第 24.2 項の責任制限は、以下のいずれにも適用されません。（a）本契約に基づき当事者が侵害につき補償する義務。（b）お客様が本ソフトウェアに関して第 13 項（サービスの所有権）または第 14 項（知的財産権および制限）を侵害した場合。（c）契約解除に際し支払うべき料金。（d）当事者の重大な過失または意図的な違法行為。（e）人身の死傷に対する責任。
- 25. 通告：**本契約に基づいて相手方当事者に対して行うことが要求または許可される通知は、書面によるものとし、ACL Services Ltd. に対しては、<https://www.acl.com/about-us/contact-us/> に記載されている住所（法務部宛て）、お客様に対しては、本サービスのサブスクリプションを購入または更新した際に該当

する注文書に記載された住所に送付されます。いずれの当事者も、通知用の住所を随時変更することができ、その場合には書面の通知によるものとします。この通知は、ファックス、普通郵便または電子メールにより送付することができます（ただし、配達不能、配信不能または受取人不在を示す自動応答その他の応答を受け取らなかった場合に限り）。その他の目的による通知は、直接手渡し、国際速達便、書留郵便または確認済みの電子メールで行われるものとします（ただし、電子メールによる通知は、本契約の条項「正当な理由による解除」または「紛争解決」において要求される通知に対しては適用されません）。配達は、直接手渡しまたは国際速達便による場合は受領時に有効と見なされ、書留郵便による場合は送付後 5 営業日が経過した時点で有効と見なされ、電子メールによる配信の場合は受信の確認をもって有効と見なされます（ただし、配達不能、配信不能または受取人不在を示す自動応答その他の応答を受け取らなかった場合に限り）。

26. **準拠法**：お客様の所在地が米国にある場合には、本契約は米国のニューヨーク州法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカにある場合には、本契約は英国法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地がアジア（中東以外）にある場合には、本契約はシンガポール法に準拠し、同法に従って解釈されます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、本契約は適用されるカナダの連邦法およびブリティッシュ コロンビア州法に準拠し、同法に従って解釈されます。国際不動産売買契約に関する国際連合条約の適用は明示的に排除されます。
27. **紛争解決**：本項は、本サービスの使用から生じた、または本ソフトウェアに関連するすべての紛争の解決に適用されます。まず、両当事者は 60 日以内に、和解の権限を持ち、かつその事態の処理に対して直接的な責任を負わない双方の上級管理職による交渉により、論争または請求をそれぞれ誠意を持って解決することを試みます。紛争当事者は相手方当事者に対し、本契約の通告条項に従い、書面にて論争または請求を通告します。相手方当事者は、その通告を受け取り後、20 日間以内に返答を提示します。この通告と返答には、当事者の見解の要旨、証拠の要旨、ならびにその見解を支持する論拠、および当事者を代表する役員の氏名を含めます。両役員は論争または請求を解決するため、紛争当事者の通告の後 30 日以内に、双方に都合の良い時間と場所で会合し、また、その後も合理的に必要なと思われればその都度会合を行います。紛争当事者の通告後 60 日以内に論争ないし請求が解決しなかった場合、その論争ないし請求は仲裁により解決します。差し止めによる救済またはその他の暫定的救済についての当事者の権利に従い、またその制限によらず、両当事者は、知的財産および商業用技術の契約に関する紛争の解決に十分な経験を積んだ 1 人の仲裁人の立ち会いのもと、拘束力のある仲裁により紛争が解決されることに同意します。お客様の所在地が米国に存在する場合、米国ニューヨーク州において、米国仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地がヨーロッパ、中東またはアフリカに存在する場合には、英国ロンドンにおいて、ロンドン国際仲裁裁判所 (LCIA) の規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地がアジア（中東以外）に存在する場合には、シンガポールにおいて、シンガポール国際仲裁裁判所 (SIAC) の規則に従って仲裁が行われます。お客様の所在地が上記以外の国または地域にある場合には、カナダ B. C. 州バンクーバーにおいて、ブリティッシュ コロンビア国際商事仲裁センターの国際商事仲裁手続規則に従って仲裁が行われます。仲裁の言語は英語とします。
28. **権利放棄および分離**：本契約上の権利の放棄は、義務を負う当事者の正式に授権された代表者が署名した書面によらない限り、効力を有しません。契約違反または不履行に起因する過去または現在の権利を放棄した場合でも、本契約に基づいて生じる将来の権利が放棄されたとは見なされません。本契約のいずれかの条項が強行不能と判断された場合でも、その条項は、強行不能な部分を除去するために必要な範囲において、解釈、制限、もしくは修正されるか、または必要に応じて分離されるものとし、その他の条項は有効に存続するものとします。
29. **完全合意**：本契約書、注文書、および参照によって本契約に統合されるか、本契約が参照によって統合されるすべての他の契約および条件は、本サービスのサブスクリプションに関する両当事者間の合意をすべて含むものであり、口頭と書面の如何を問わず、本サービスに関する両当事者間の以前の協議事項または合意事項に取って代わります。顧客の発注書その他顧客の注文書類の条件は、ACL を拘束するものではなく、本契約を修正するものとは解釈されません。お客様が本サービスに関して書面による契約または補遺を締結し、お客様および ACL が署名した場合、当該書面は、それに明記されている範囲において本契約に優先するものとします。

30. **譲渡および発効**：お客様は、ACL に書面通知した上で、本契約上の権利を以下のいずれかに譲渡することができます。(a) 子会社もしくは関連会社、または (b) 合併、資産の買取りおよび債務引受け、買収、組織変更その他による後継企業。ただし、その子会社、関連会社または後継企業が本契約に拘束されることに同意することを条件とします。前条項に加え、譲受人が ACL の競合ではなく、お客様が本サービスの使用を停止し、本サービスの使用状況が購入されたサブスクリプションの指定ユーザー数を超過していない場合にのみ、お客様は本契約を譲渡できるものとします。お客様または ACL はその譲渡の理由によって本契約の秘密保持の規定に違反しないものとします。本契約は、両当事者、それら各自の法律上の代理人、承継者、遺言執行者、相続人および認められた譲受人のために効力を生じ、かつこれらの者を拘束します。
31. **米国政府機関のエンド ユーザー**：本サービスは、48 C.F.R. §2.101 で定義する「**商用品目 (Commercial Items)**」に該当し、これは「商用コンピュータ ソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータ ソフトウェア文書 (Commercial Computer Software Documentation)」(これらの用語は、48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202 で使用されています) からなります。48 C.F.R. §12.212 または 48 C.F.R. §227.7202-1 から 227.7202-4 までの定め (該当する方) に整合するように、米国政府機関所属のエンド ユーザーによる商用コンピュータ ソフトウェアおよび商用コンピュータ ソフトウェア文書の使用は、以下のいずれも満たすように許諾されます。(a) 商用品目としてのみ。(b) 本契約の条件に従って他のすべてのエンド ユーザーに付与される権利と同一の権利についてのみ。
32. **テクニカル サポート**：本契約の第 12 項 (トレーニング コースおよび ACL Academic Network の使用) に従い、本サービスのテクニカル サポート サービス (「**テクニカル サポート**」) が追加料金なくサブスクリプションに含まれています。テクニカル サポートには、<https://www.acl.com/products/training-and-enablement/#te-sc> (または ACL がこの目的で利用するこのような URL) で規定されたサービスから構成されます。このようなサービスは ACL が時々修正または更新する場合があります。テクニカル サポートは、お客様の従業員または請負業者のうち、本サービスの使用権限をお持ちの方に提供されます。本サービスのサブスクリプションを ACL 認定販売店またはリセラーから購入された場合には、テクニカル サポート サービスの一部は、お客様と販売店またはリセラーとの間で合意された条件により、販売店またはリセラーから提供される場合があります。テクニカル サポートには、ACL によるサービス用にカスタマイズされたアプリケーションの開発およびサポートは含まれません。テクニカル サポートおよび本契約の条項は、本サービスの新規または更新バージョンをリリースする一切の義務を ACL に課すものではありません。本契約に違反した態様で本サービスを利用されている場合には、テクニカル サポートは提供されません。第 4 項 (期間と更新) で規定された有料サブスクリプションの期間にかぎり、テクニカル サポートが提供されます。
33. **使用状況の監視**：お客様は、ACL が、本サービスのパフォーマンスをテストおよび評価し、ACL のシステムの運用および整合性を保護することを目的として、本サービスの使用について随時、確認および監視 (各ユーザーの行動の分析を含みます) できることを了承し、これに同意します。ACL は、お客様による本サービスの利用に関する技術的な情報 (例：セッション時間、デバイス タイプ、オペレーティング システム) などを含む (ただしこれらに限定されない)、技術データおよび関連アカウント活動情報を収集し、調査、開発、およびサービスの改善目的でこの情報 (お客様データを除く) を使用できるものとします。このような情報にはお客様データは含まれず、ACL 内部で使用されるデータです。いかなる場合においても、前条項は本契約書の第 6 項 (お客様データの保護、所有権、および使用) または第 16 項 (機密保持) で規定された ACL の義務を制限するものではありません。
34. **ACL GRC 成功プラン**：適切な注文書で規定されたプレミアム アドオンとして、ACL GRC 成功プラン (「**成功プラン**」) をサブスクリプションした場合、ACL は購入した適切な成功プランに規定されたサービスと成果物を提供します。本契約に規定されたすべての契約条件が適用されます。ACL は、同様のサービスを実行した人によって行使される必要な技術および注意をもって、承認された業界基準に従い、適切な成功プランを提供します。ACL は、適切な成功プランを提供するための十分な技術、知識、およびトレーニングを備えた有能な担当者 (ACL 従業員または ACL 認定請負業者) を提供し、このような担当者がお客様の適切かつ合理的な安全およびセキュリティ ガイドラインに従うことを保証します。ACL は割り当てる担当者の行為に責任を負います。成功プランは修正または変更されません。お客様は、このようなプロフェッ

ショナル サービスに関する ACL の標準料金で、<https://www.acl.com/about-us/legal/> に規定された作業指示書および ACL トレーニング・コンサルティング サービス規約を締結することで、ACL GRC 成功プランに加え、追加のトレーニングまたはコンサルティングサービス、あるいは修正を購入できます。

- 35. 法律の遵守：**各当事者は、お客様による本サービスに関連して、適用されるプライバシーおよびデータの保護に関する法律、ならびに自らのデータ セキュリティ ポリシーを遵守するものとします。お客様に EU データ保護法が適用される場合、ACL は、欧州経済地域または EU 委員会によって適切な保護策を提供すると判断された管轄地域（カナダ、スイスなど）外には、欧州のお客様の個人データを一切保管または転送しません。書面による要請があった場合、ACL は、EU データに関する個人データについて EU 契約条項 2010 に基づき、お客様とデータ処理契約を締結します。何らかのお客様データが、医療保険の携行性（相互運用性）と責任に関する法律（1996 年）および関連する規則で定義された「保護された健康情報」にあたる場合、ACL は、書面による要請に応じて、ACL の標準的な形式による事業提携契約をお客様と締結します。お客様が Gramm-Leach-Bliley 法およびそれに基づいて発行された規制によって必要な情報セキュリティ標準に準拠する必要がある場合、ACL は合理的な方法でお客様と協力し、この法規制が本サービスに適用される際に法律への準拠という点においてお客様を支援します。
- 36. お客様リスト：**お客様は、ACL がお客様の氏名を ACL の公開お客様リストに含めることに同意します。このリストは ACL および/またはその関連会社や販売店のほかの潜在的なお客様に提供される場合があります。ACL は、お客様より削除の希望を書面にて通知された場合、このリストからお客様の氏名を削除します。

最終更新日 2017 年 3 月 10 日。

© 2017 ACL Services Ltd. All Rights Reserved.

付属書類 A

ACL GRC サービス レベル契約書

本サービス レベル契約（「SLA」）は、ACL GRC サービスを購入したお客様に適用されます。本契約で定義されていない、使用されている大文字の条項は、本 SLA を参照する ACL GRC 利用規約の条項に与えられた意味があります。

1. **サービス レベル：** ACL は商業的に合理的な努力を講じ、定期保守期間を除く歴月の 99.9% 以上で稼動し、お客様が利用できる状況にします（「パフォーマンス コミットメント」）。ACL がパフォーマンス コミットメントを満たさない場合で、お客様が ACL GRC 利用規約および本 SLA の下で義務を満たす場合、お客様は以下のサービス クレジットを受け取る権利があります。本パフォーマンス コミットメントは、「本サービス」の提供における ACL の不履行に対するお客様の唯一かつ排他的な救済策を示しています。前項にかかわらず、ACL がサブスクリプション期間中に 3 ヶ月連続でパフォーマンスの基準を満たすことができない場合、お客様は、重大な違反を理由に、サブスクリプションおよび ACL GRC 利用規約を解除できます。

2. 定義：

a. 「ダウンタイム」とは、少なくとも連続する 10 分間にわたって、本サービスが提供されず、アクセスまたは使用できない期間をいいます。お客様が本サービスにアクセスするために使用するインターネット、コンピューター システム、または他のデバイスまたはメディアの信頼性に影響する外的要因、ACL の合理的な制御能力の範囲を超える状況によって引き起こされた断続的な中断、10 分未満のダウンタイム、または本サービスが使用できないことは、ダウンタイムと見なされません。ダウンタイムは、ACL が選択した独立した他社の監視サービスまたはアプリケーションによってのみ測定されます。現在の監視サービスは status.aclgrc.com からアクセスできます。

b. 「月次稼働率」とは、任意の暦月のサービス稼働予定時間（以下に定義します）からダウンタイムの合計時間（分）を引き、サービス稼働予定時間で除した数値をいいます。

例：日数が 30 日の月で、定期保守が 200 分、ダウンタイムが 100 分あった場合、当該月の月次稼働率は以下ようになります。

$$\frac{(43,200 - 200 - 100)}{(43,200 - 200)} = 99.77\%$$

c. 「定期保守」とは、本サービスに対して、リソースの追加、ソフトウェアのアップグレード、セキュリティパッチのインストールなどを行うための必要に応じた保守をいいます。一般的に、定期保守は想定されたシステム利用率が最も低い期間に発生します。定期保守の前に、システム通知が提供されます。定期保守中には、本サービスの特定のコンポーネントがオフラインであったり、より冗長性が低いモードで稼動していたり、低い能力レベルで稼動している場合があります。

d. 「サービス稼働予定時間」とは、任意の暦月における分単位の総時間数（たとえば、日数が 30 日の月では 43,200 分）から当該月における定期保守の分単位の時間数を引いた数値をいいます。

3. **サービス クレジット：** 任意の歴月の月次稼働率が 99.9% 未満で、何らかのダウンタイムの影響を受ける場合（たとえば、ダウンタイムが米国東部標準時の午前 1 時から午前 2 時に発生し、この時間中に本サービスにアクセスしていない場合は、ダウンタイムの影響を受けません）、ACL は、以下の表に記載されている該当する日数分だけ、本サービスのサブスクリプション期間を無料で延長します。たとえば、上記の例で、お客様は、3 日間の追加の本サービスに対する権限を無償で獲得します。

毎月のアップタイムの割合	サービス サブスクリプションが延長される日数
< 99.9% - ≥ 99.0%	3
< 99.0% - ≥ 95.0%	7
< 95.0%	15

4. **お客様はサービス クレジットを要求する必要があります：**上記のサービス クレジットを受け取るには、サービス クレジットを受け取る歴月の最後の日から 30 日以内に ACL に通知する必要があります。この 30 日の期間の後には、サービス クレジットは発行されません。
5. **最大サービス クレジット：**1 暦月中の全ダウンタイムについて ACL からお客様に発行されるサービス クレジットの最大合計数は、本サービスに対するお客様のサブスクリプション期間末に追加される 15 日間を超えないものとしします。サービス クレジットは、金銭と交換、または金銭に換算することはできません。
6. **サービス クレジットの除外事項：**パフォーマンス コミットメントは、以下に起因する本サービスの使用不能、中断、または終了には適用されません（また、その結果としてお客様はいかなるサービス クレジットも利用できません）。(a) ACL の合理的な制御の範囲を超えた要因（不可抗力事態を含みます）。(b) お客様の作為もしくは不作為、またはお客様の従業員、請負業者、代理人、もしくはお客様に代わって行動する第三者による作為もしくは不作為。(c) お客様のシステムもしくはソフトウェア、または ACL 以外の機器、ソフトウェア、もしくはテクノロジー（ACL が直接管理する第三者の機器を除きます）。(d) 定期保守。または (e) ACL GRC 利用規約に従って本サービスを使用するお客様の権利が停止または終了したこと。

バージョン：2017 年 3 月 10 日

© 2017 ACL Services Ltd. All Rights Reserved.